七　前項第二号ロ又はハに掲げる行為であって、民間船舶に関して行われるもの（第五号（同号ロ及びハに係る部分に限る。）に該当するものを除く。）

八　前項第二号ニに掲げる行為であって、次のいずれかに該当するもの（第五号（同号ニに係る部分に限る。）に該当するものを除く。）

イ　民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約第二条(b)の規定により業務中の民間航空機とみなされる民間航空機（ロにおいて「業務中の民間航空機」という。）に関して行われるもの

ロ　国際空港にある民間航空機（業務中の民間航空機に該当するものを除く。）に関して行われるもの（当該国際空港における安全を損なうおそれがあるものに限る。）

ハ　航行中の民間船舶に関して行われるもの

九　前項第二号ニ又は同項第三号に掲げる行為であって、放射線を発散させる等の方法により行われるもの（第五号（同号ニ及びホに係る部分に限る。）及び前号に該当するものを除く。）

十　爆発物を爆発させ、放火し、又はその他次のイからハまでに掲げるものに重大な危害を及ぼす方法により、これを破壊し、その他これに重大な損傷を与える行為のうち、当該イからハまでに定めるおそれがあるもの

イ　民間航空機の運航の用に供する飛行場の設備又は航空保安施設　民間航空機の安全な航行を損なうおそれ

ロ　民間船舶の運航の用に供する航路標識（航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項に規定する航路標識をいう。）　民間船舶の安全な航行を損なうおそれ

ハ　固定プラットフォーム　当該固定プラットフォームの安全を損なうおそれ

第二条の見出し中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に改め、同条第一項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」の下に「又は特定犯罪行為（以下「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」という。）」を加え、「十年」を「十二年」に、「又は千万円」を「若しくは千二百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第三条の前の見出し中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に改め、同条第一項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に、「十年」を「十二年」に、「千万円」を「千二百万円」に改め、同条第二項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に、「七年」を「十年」に、「七百万円」を「千万円」に、「も、同様とする」を「は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同条第三項中「五年」を「七年」に、「又は五百万円」を「若しくは七百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第四条第一項中「五年」を「七年」に、「五百万円」を「七百万円」に改める。

第五条第一項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に、「二年」を「五年」に、「二百万円」を「五百万円」に改め、同条第二項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に、「も、前項と同様とする」を「は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第六条中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第六条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の各号（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあっては、第一号）」を削り、同条第二項中「から第四十九号まで」を削り、「前項第一号」を「前項各号」に改め、「第八条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五項の表国等（人格のない社団又は財団を除く。）の項中

次の各号（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあっては、第一号）	第一号	を

を

次に		

に

第一号に		

に、「から第四十九号までに掲げる特定事業者にあっては、前項第一号」を「に掲げる特定事業者にあっては、前項各号」に改め、同表人格のない社団又は財団の項中

次の各号	第一号から第三号まで	

を

次に	第一号から第三号までに	

に改め、「状況」の下に「（第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあっては、前項各号に掲げる事項）」を加える。

第七条第二項中「この条」の下に「及び次条第二項」を加える。

第八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の取引」を「第一項の取引又は前項の特定受任行為の代理等（以下この項において「取引等」という。）」に、「当該取引」を「当該取引等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等について、当該特定受任行為の代理等において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該特定受任行為の代理等に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。ただし、当該事項に次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該各号に定める法律の規定により漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、この限りでない。

一　第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十二条

二　第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者　公認会計士法第二十七条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）

三　第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十八条

第十条第一項中「当該顧客」の下に「及び当該顧客の支払の相手方」を加える。

第十条の二中「第二十二条第二項」を「第二十二条第二項第二号」に改める。

第十条の三第一項中「第二十二条第二項」を「第二十二条第二項第二号」に改め、「行った顧客」の下に「及び当該受取顧客」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（外国所在暗号資産交換業者との契約締結の際の確認）

第十条の四　第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下「暗号資産交換業者」という。）は、外国所在暗号資産交換業者（外国に所在して暗号資産交換業（資金決済に関する法律第二条第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、暗号資産（同法第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の移転（同法第二条第十五項に規定する暗号資産の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在暗号資産交換業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一　当該外国所在暗号資産交換業者が、第四条、第六条から第八条まで及び次条の規定による措置に相当する措置（以下この号において「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在暗号資産交換業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務